

大國県議の質問(続き)

コロナ禍の事業者支援拡充を

各種支援制度が用意されていても周知が不十分であったり、申請手続きが複雑であったりと、十分に活用されていない実態があります。

大國県議は、制度の周知及び「月次支援金」「休業支援金」など支援制度の申請を手助けする「サポート窓口」を設置・増設するよう要求。また、県が実施する飲食店への新たな給付金制度について、歓迎の声とともに飲食店以外が対象にならないことへの不満も出されていることを紹介し、「給付対象を拡大すべきだ」と強く求めました。

旧海軍大社基地の保存・活用を

旧海軍大社基地遺跡群(出雲市斐川町出西)は、県内最大規模の戦争遺跡であり、国から民間事業者に売却されたことをきっかけに、調査、保存、活用を求める声が高まっています。

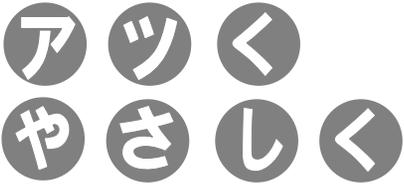
共産党との出会い待つ人多くいる

6月、広島県のある過疎地域に大阪から移り住んでこられた40代の開業医の方とお会いしました。この方は「一人でも住む限り医療が必要。都会に住もうがへき地に住もうが日本に住む以上、安心して健康な生活ができる体制が必要」と、へき地医療の重要性を感じ使命感をもつて、地域に一つしかない診療所を前任者から引き継ぐ形で十数年前にやって来られました。しかし、相次ぐ国の医療制度改悪・医療費負担増の中で、ある日、一人暮らしのお年寄りが最近病院にこないなど思っていたら家で亡くなっていたということも目の当たりにします。このままではへき地で暮らす人たちの命が守れないと、地域の医師会にも相談をします



前衆議院議員 大平よしのぶ

大平よしのぶ



大國県議は、遺跡の保存に向け、「出雲市はもとより地権者にも協力を求め、調査を開始すべき」と求めました。

新田英夫教育長は、松江市内の小学校や出雲市内の中学校、高校の日本の授業で活用されている

少人数学級 元に戻すべき

今年4月から中学3年の学級編成が見直され、1クラス「35人」が「38人」となりました。

大國県議は、学校から「国は小学校での少人数学級を進めているのに逆行している」「コロナで密を避けるよう呼びかけて

るとし、「戦争や平和について考える上での教材として利用されている」と答弁。「出雲市も『できることを検討する』としており、市の動きを踏まえ、県教委としては引き続き出雲市と対応を検討していく」と答えました。

が、なかなか十分にこたえてもらえません。悩んでいたある日、インターネットで日本共産党のオンライン演説会にたまたま遭遇し目からウロコ。「自分の思いとピツタリのこんなぶれない政党があったのか」。すぐに党本部へ志位委員長宛にメールを送り、赤旗日刊紙を読むことになり、何度かのやり取りを通じて入党も決意されました。

後日、支部の方とともに私も診療所に伺いました。広島に来て十数年の様々な格闘と奔走の一端からコロナ禍での今のご苦労まで約1時間じっくり話をお聞きしました。その日の夜、ツイッターを介して以下のメッセージが届き

尾村県議の質問(続き)

コロナ・積極的検査戦略を

尾村県議は「これまでの県の検査対応は感染者が発生した後の『後追い検査』だった」と指摘し、県として、感染力の強い変異株の流行や五輪・パラリンピック開催強行による「第5波」に備えた抜本的な感染対策強化と積極的検査戦略を持つよう求めました。具体的に、

新田教育長は学校環境の影響について「子ども一人当りのスペースが狭くなった」「一人ひとりをみる時間が少なくなっ

要望していく」と述べるにとどまりました。

大國氏は「国が小学校の35人学級を進めている。最終的に必要な県の財源は年間あと約1・3億円だ。やる気になれば元に戻せる。決断すべきだ」と迫りました。

原発防災計画と安全協定整合性を

尾村県議は、2011年の福島原発事故を契機に事故前と事故後で、県地域防災計画の考え方が180度変わったのに、(表1・2参照)変わっていないのは「安全協定」だけであると指摘。

福島事故後、「防災対策を重点的に充実すべき区域が島根原発30*圏内に拡大」されたように、安全協定についても「周辺自治体が求めている事前了解権、適切措置要求権など」「立地自治体並み

の協定」締結に向けて中電待ちの傍観者の対応ではなく、県が主体的に動くべき」と強調。県が積極的な役割を果たす上で、災害対策基本法第4条、安全協定第12条(表3参照)を活用・発動するよう要求し、「周辺自治体と力を合わせるべき」と強く求めました。

丸山知事は協定第12条は認めつつも「まずは、当事者である周辺自治体と中電において話し合われるべき」と答えました。

学生食料支援
ハッピーフードプロジェクト

●7月3日(土) 14時~16時
●浜田市総合福祉センター

学生の皆さんに食料や生活用品を無料で提供します
*マイバッグをお持ち下さい。
*マスクの着用をお願いします。

主催:民青同盟島根県委員会

災害対策基本法 第4条(県の責務)(表3)
県はその区域内の市町村が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつその総合調整を行う責務を有する。

安全協定 第12条(適切措置要求権)
県は周辺地域住民の安全確保のための措置を講ずる必要がある場合、中国電力に適切な措置(原子炉の運転停止含む)を求めることができる。

福島「事故前」の県地域防災計画・原子力災害編(表1)

- 事故が発生しても周辺の公衆に影響を及ぼすことがない
- 原発は過酷事故を起こさない《安全神話に浸かっていた》
- 防災対策を重点的に充実すべき区域は原発から10*圏内
- 計画を策定する市町村は、松江市のみ

福島「事故後」の県地域防災計画・原子力災害編(表2)

- 過酷事故が発生する可能性も考慮する
- 防災対策を重点的に充実すべき区域、計画を策定する市町村は、松江市はもちろん、島根原発30*圏内の出雲市、安来市、雲南市に拡大